

○宮古島市うえのドイツ文化村条例

平成17年10月 1 日

条例第166号

改正 平成18年 6 月30日条例第34号

(設置)

第1条 次代を担う国際性豊かな青少年の育成と市民の健全な保健・休養の場を提供するとともに県内外の人々との交流の促進を図り、市の活性化に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、宮古島市うえのドイツ文化村（以下「ドイツ文化村」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ドイツ文化村の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 うえのドイツ文化村
- (2) 位置 宮古島市上野字宮国775番地— 1

(施設)

第3条 うえのドイツ文化村の施設は、次のとおりとする。

宿泊研修施設	博愛パレス館
展示・研修施設	キンダーハウス 博愛記念館
店舗施設	特産品販売施設等
特産品加工販売施設	産業振興センター
自然観察体験施設	自然観察体験船
リフレッシュパーク施設	リフレッシュパーク
その他附帯施設	博愛ゲート事務所 遊歩道 広場 案内所

(平18条例34・一部改正)

(管理)

第4条 ドイツ文化村の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第12条に規定する利用の許可に関する業務
- (2) 第13条に規定する利用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 第14条に規定する利用料金の収受に関する業務
- (4) 第18条に規定する損害賠償に関する業務
- (5) ドイツ文化村の施設の維持補修及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ドイツ文化村の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者がドイツ文化村の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

- 2 指定管理者が指定を受けた日が、4月2日以降の場合において、当該日の属する年度に管理を行わせるときは、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。

(指定管理者の公募及び指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。

- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。既に指定を受けている指定期間満了後の再指定を受けようとする場合においても、また同様とする。

- (1) ドイツ文化村の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適切にドイツ文化村の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであると

もに、効率的な管理がなされるものであること。

(2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ドイツ文化村の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、施設の管理に関して協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定書で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) ドイツ文化村の利用に係る利用料金に関する事項

(3) 管理経費に関する事項

(4) 指定管理者が収集、保管又は利用する個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告書の提出に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項

(7) 施設の管理上、自治体に生じた損害賠償に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、第8条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 第8条の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその

賠償の責めを負わないものとする。

(利用の許可)

第12条 ドイツ文化村の施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可してはならない。

(1) ドイツ文化村の施設における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ドイツ文化村の施設及びその附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）が次のいずれかに該当すると認められるときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(利用料金)

第14条 施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）については、施設の有効な活用及び適正な運営の観点から指定管理者の収入とする。

2 利用料金については、別表に定める上限額を超えない範囲で指定管理者が定めるものとする。この場合において指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとする場合も同様とする。

3 利用者は、前項に基づく利用料金を納めなければならない。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、特別な事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他の不可抗力により利用ができなくなったとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事由により市において緊急に必要なが生じ利用の承認を取り消したとき。
- (3) 利用の許可を受けた者が、利用の日から7日前までに利用の中止を申し出たとき。

(遵守事項)

第17条 第12条により利用の許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ドイツ文化村の施設、備品等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) 物品を販売し、又は文書等を頒布しないこと。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 募金、署名活動その他これに類似する行為をしないこと。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

(損害賠償等)

第18条 指定管理者及び利用者は、ドイツ文化村の設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこれを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、ドイツ文化村の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上野村ドイツ文化村設置及び管理に関する条例(平成17年上野村条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年6月30日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮古島市リフレッシュパーク条例等の廃止)

2 宮古島市リフレッシュパーク条例(平成17年宮古島市条例第169号)及び宮古島市自然観察体験船条例(平成17年宮古島市条例第172号)は、廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、宮古島市リフレッシュパーク条例第6条及び宮古島市自然観察体験船条例第5条の規定により管理運営を受けている者に対する規定の適用については、宮古島市うえのドイツ文化村条例に移行する。

別表 (第14条関係)

(平18条例34・一部改正)

1 博愛パレス館

ア 宿泊（1人当たり）

（単位：円）

部屋タイプ及び定員	宿泊人数	市民	市民外
スイートルーム 定員2人（1室）	1人	20,000	30,000
	2人	15,000	23,000
メゾネットルーム 定員4人（2室）	1人	15,000	20,000
	2人	12,000	16,000
	3人	9,000	14,000
	4人	7,000	12,000
スタンダードツイン 定員2人（26室）	1人	9,000	14,000
	2人	7,000	12,000

備考

- 1 宿泊の利用料金の額には、食事料金を含まない。
- 2 宿泊の利用時間は、午後3時から翌日の午前11時までとし、これを超過したときは、30分を1時間とみなし、超過利用料金として1時間増す毎に10%を加算する。
- 3 3歳以上の幼児及び小学校児童（以下「子供」という。）の宿泊利用料金の額は、この表それぞれの区分に応じた利用額の額から30%を割り引いた額とし、3歳未満の幼児は無料とする。
- 4 時間を単位として利用料金を徴収する場合、利用時間に基準時間未満の端数があるときは、当該端数を基準時間として計算した利用料金を徴収する。（イ及びウの表において同じ。）
- 5 上記の利用料金は、消費税込みとする。

イ 会議室

（単位：円）

区分	定員 人	9：00～12：00		13：00～17：00		17：00～22：00		9：00～22：00	
		市民	市民外	市民	市民外	市民	市民外	市民	市民外

ホール	150	15,000	20,000	18,000	25,000	20,000	30,000	45,000	70,000
会議室	50	5,000	8,000	7,000	12,000	10,000	15,000	20,000	30,000
研修室	10	2,000	4,000	3,000	6,000	5,000	10,000	7,000	15,000

備考

- 1 上記の利用料金は、消費税込みとする。
- 2 利用者が入場者から入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表のそれぞれの区分に応じた利用料金の額に次に掲げる利用料金を加算する。
 - (1) 最高入場料が、1,000円未満の場合にあつては100分の50に相当する額
 - (2) 最高入場料が、1,000円以上3,000円未満の場合にあつては100分の100に相当する額
 - (3) 最高入場料が、3,000円以上の場合にあつては100分の200に相当する額

2 キンダーハウス（1人当たり）

（単位：円）

区分	一般	小中学生	団体（一般）	団体（小・中学生）
料金	500	300	400	200

備考

- 1 上記の利用料金は、消費税込みとする。
- 2 団体は、15人以上とする。

3 店舗

（単位：円）

種別	金額
特産品販売施設利用料	1店舗につき 100,000
食堂用施設利用料	1店舗につき 120,000

備考

- 1 上記の利用料金は、消費税込みとする。

- 2 月額による利用料金は、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割り計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。

4 博愛記念館

ア 入館料（1人当たり）

（単位：円）

区分	一般	小・中学生	団体（一般）	団体（小・中学生）
料金	1,000	600	800	400

備考

- 1 上記の利用料金は、消費税込みとする。
- 2 団体は、15人以上とする。

イ 会議室利用料

（単位：円）

区分	定員 人	9：00～13：00		13：00～18：00		18：00～22：00	
		市民	市民外	市民	市民外	市民	市民外
ホール	120	/	/	/	/	30,000	50,000
会議室	120	30,000	50,000	30,000	50,000	/	/

- 1 ホールの利用は午後6時から午後10時までとし、会議室の利用は午前9時から午後6時までとする。
- 2 上記の利用料金は、消費税込みとする。
- 3 利用者が入場者から入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表のそれぞれの区分の応じた利用料金の額に次に掲げる利用料金を加算する。
 - (1) 最高入場料が、1,000円未満の場合にあつては100分の50に相当する額
 - (2) 最高入場料が、1,000円以上3,000円未満の場合にあつては100分の100に相当する額
 - (3) 最高入場料が3,000円以上の場合にあつては100分の150に相当する

額

5 産業振興センター

(単位：円)

区分	金額 (月額)
加工室	100,000

備考

- 1 上記の利用料金は、消費税込みとする。
- 2 月額による利用料金は、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割り計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。

6 自然観察体験船

自然観察体験船利用料金

利用者	利用料金
児童・生徒	1人1回につき 1,000円
一般・学生	1人1回につき 2,000円

備考

- 1 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除く者をいう。
- 2 15人以上の団体で利用する場合の利用料金については、割り引くことができるものとする。

7 リフレッシュパーク

プール利用料金

利用者	利用料金	備考
中学生以下	1人1回につき 500円	
一般・学生	1人1回につき 700円	

備考

- 1 10人以上の団体に利用する場合の利用料金については、割引くことができるものとする。
- 2 上記の利用料金は、消費税込みとする。